様式第十九（第９条第６項関係）

装備移転仕様等調整計画の変更不認定通知書

番　　号
年　　月　　日

（認定装備移転事業者）　殿

防衛大臣

年　　月　　日付けで申請のあった装備移転仕様等調整計画の変更について、下記の理由により認定をしないものとしましたので通知します。

記

１　装備移転仕様等調整計画認定番号

２　不認定の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二十（第９条第７項関係）

装備移転仕様等調整計画の変更認定通知書

番　　号
年　　月　　日

（指定装備移転支援法人）　殿

防衛大臣

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第１１条第２項の規定において準用する同法第９条第３項の規定に基づき認定した装備移転仕様等調整計画の変更について、同法第１１条第２項において準用する同法第１０条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１　変更の認定の日付

２　変更後の装備移転仕様等調整計画認定番号

３　認定装備移転事業者の名称

４　その他特記事項

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　認定申請書及びその添付書類の写しを添付する。